

第 89 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「（通信制の課程の生徒を除く。）」を削り、「の申請又は」を「の申請若しくは」に改め、「場合」の次に「又は県が当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるための支援金等の支給に係る交付金等の交付が見込まれる場合」を加え、「第2項」を「前2項」に、「当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分」を「知事が指定する期間」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

高等学校等の生徒への授業料に係る支援について行うこととされている見直し等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。